

伊豆半島 金目鯛料理と温泉の旅

出発日：2022.1.25（火） 旅行代金：おひとり様 19,800 円(税込)

下記取引条件は、旅行業法第 12 条の 4 に定める「取引条件説明書面」及び同法第 12 条の 5 に定める「契約書面」の一部となります。

●募集型企画旅行契約

(1)この旅行は、公益財団法人静岡市体育協会（以下「当協会」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加される旅行者は当協会と募集型企画旅行契約（以下「契約」といいます。）を締結することとなります。

(2)契約の内容・条件は、ウェブサイト、パンフレット、本書面、出発前にお渡しする確定書面及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当協会約款」といいます。)によります。なお、下記旅行条件と別途お渡しする取引条件説明書面（共通事項）に記載された条件との相違がある場合は、下記旅行条件が適用されます。

●お申込み条件

お申込み時点で 20 未満の方は、親権者の同行または同意書が必要です。また、出発日時点で中学生以下の方は、20 歳以上の保護者の同行を条件とさせていただきます。

●お申込みと契約の成立

所定の申込用紙またはウェブフォームに必要事項をご記入いただき、必要な同意確認をした上で、当協会あてご提出ください。旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領した時に成立します。

●旅行代金のお支払い

当協会が指定する日までにお支払いください。

●旅行者による旅行契約の解除

下記の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、旅行契約解除のお申し出の受付は、当協会の営業時間内とします。

旅行開始日の 11 日以前 無料

旅行開始日の 10 日～8 日前 旅行代金の 20%

旅行開始日の 7 日～2 日前 旅行代金の 30%

旅行開始日の前日 旅行代金の 40%

旅行開始日の当日 旅行代金の 50%

旅行開始後または無連絡不参加 旅行代金の 100%

●旅行代金に含まれるもの

(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税

(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付

(3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したもの

上記費用は、お客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。（コース

に含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は旅行代金に含まれません。)

●旅行者の責任

旅行者の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為もしくは旅行者が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

●個人情報の取扱い

当協会は、お申し込みの際に提出された書面に記載された個人情報について、旅行者との間の連絡ために利用させていただくほか、旅行者がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲で利用させていただきます。このほか、当協会はサービス、キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、統計資料の作成に旅行者の個人情報を利用させていただくことがあります。

●特別補償

当協会は、当協会又は当協会が手配を代行させた者の故意過失の有無にかかわらず、当協会旅行業約款特別補償規程に基づき、旅行者が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては、死亡補償金(1500万円)、後遺障害補償金(1500万円を上限)、入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行の旅行者1名につき15万円を上限とします。)を支払います。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2021年12月1日を基準としています。また、旅行代金は2021年12月1日の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

●その他

この旅行に関して、ご不明な点がございましたら、記載の当協会旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

■旅行企画・実施■

静岡県知事登録旅行業第2-664号

一般社団法人全国旅行業協会正会員

公益財団法人静岡市体育協会

〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金3-1-10

ツインメッセ静岡 西館2F (平日8:30~17:15)

TEL: 054-654-5151 FAX: 054-283-6777

国内旅行業務取扱管理者 亀山